

## 第1 盛岡市の農政の基本的な方向

盛岡市総合計画の施策である“農林業の振興”の中で、とりわけ活力ある農業・農村を形成するためには、厳しい今日の農業情勢の中で時代を先取りした近代的な農業経営と農家の自主的な創意と工夫による積極的な農業への取組はもちろん、併せて、農業者、農業関係団体・機関及び行政が一体となった支援、協力体制を推進し、適切な施策を展開することが必要である。

そのため、本市の農政施策展開に向けた基本方向を次のとおり設定するものである。

- 1 優良農地の確保・保全，農地の有効利用
- 2 30万都市住民と直結した「盛岡」として顔の見える農業の確立
- 3 中核的な担い手農家を中心とした「地域ぐるみ農業」の展開
- 4 生産基盤と生活基盤の一体的な整備による快適な農業地域づくり
- 5 豊かな自然資源，多様な地域特性を活かした中山間地域の活性化
- 6 需要に即した新鮮で安全な農産物の供給

### 1 優良農地を確保・保全し，農地の有効利用に努める。

農地の位置，自然条件などの諸条件や土地利用の動向，産業の将来見通し等を考慮しながら，将来ともに生産性の高い農地としての要件を備えていると判断される優良農地については，基盤整備等の事業導入を行い，生産性向上に向けた有効な土地利用に努める。

また，今後の地域農業のあり方を，集落・地域等での話し合いを基に「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」としてまとめ，効率的で生産性の高い農業の実現のため，連担性をもった農地の集積・集約化を促進しながら経営規模の拡大を図り，安定的農業経営体を育成することなどにより遊休農地や耕作放棄地の解消を図る。

### 2 30万都市住民と直結した「盛岡」として顔の見える農業の確立に努める。

本市では，平坦地での水稻や山間地での畜産，あるいは，その中間に位置する緩傾斜地での果樹など幅広い作目が多様な形で生産されている。しかも，これらの農業生産が30万都市の中で展開され，本市が北東北における主要交通の結接点に位置していること，あるいは，国・県などの試験研究機関や大学が立地しており最新情報を入手しやすい条件下にあるなど，本市が消費・流通面などにおいて多くの優位性を有していることからこれらの優位性を活かした農業生産を推進する。

また，従前の多品種少量型の作付け体系を産地形成型へと転化し，市民の消費需要に安定的にこたえられる体制づくりに努めるとともに，りんごのように産地化が進んでいるものについては，ブランドの確立を図るなど積極的な農業生産を展開する。

### 3 中核的な担い手農家を中心とした「地域ぐるみ農業」を展開する。

本市の農業生産は、水稻と野菜、果樹、畜産等との組合せによる複合的な経営が多いが、最も基幹的な作物である水稻をはじめとした土地利用型作物については、機械利用組合や農業機械銀行による農作業の受委託等利用調整を進め、労働力の集約化に努める。農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を中核的な担い手農家として農地を利用集積し、生産方式や経営管理の合理化をするとともに、小規模農家や高齢者、女性等の労働力を有効に活かし、それぞれの役割分担を明確化するほか、農畜産物の高付加価値化を図る6次産業化などの経営の多角化や複合化を目指した「地域ぐるみ農業」を展開する。

また、農業後継者の確保・育成を地域の課題としてとらえ、家族経営協定の締結や将来に向けた担い手を育成するために地域、農業団体・機関、行政が一体となった取組を行う。

### 4 生産基盤と生活基盤を一体的に整備し、快適な農業地域づくりを進める。

生産性の高い合理的な営農を展開するためには、ほ場の区画整理や未整備農地の整備等が不可欠であり、条件に見合った生産基盤の整備を進める。また、農業地域の定住化を促進するため、市街地と調和のとれた生活環境基盤の整備が重要である。

このため、ほ場整備事業や農業集落排水事業を中心とした基盤整備を進め、併せて地域が一体となった農業生産や生活向上に向けた取組を行い、地域の景観や歴史などの地域の特性を活かした住み良い地域づくりを進める。

### 5 豊かな自然資源、多様な地域特性を活かした中山間地域の活性化を促進する。

中山間地域は、山林資源や水資源等自然資源に恵まれているが、農業生産面では、小規模農地が散在し気候の影響を大きく受けやすく、全般的に生産性が低い状況となっており、今後は農林業等活性化基盤整備計画に基づき土地条件や気候に見合った作目の導入を進め、産地形成に努めながら、アロニアなどの特産品の開発により地域の活性化を推進し、必要に応じて集出荷施設、予冷施設等流通関連施設の整備を進める。また、恵まれた自然環境や観光資源、地域のイベントを活かした都市住民との交流機会の拡大を促進し、活力ある地域活動を展開する。

### 6 需要に即した新鮮で安全な農産物の供給に努める。

本市の生鮮農産物は、市場や商店、あるいは朝市、青空市場等の幅広いルートを通じて、市民に供給されているが、近年、し好の多様化や安全性、良質化に対する消費者の需要が高まっており、これらの需要にこたえるため、耕畜連携を推進し、有機物資源の活用による減農薬・減化学肥料栽培などの農産物の生産を進める。

また、生産者と消費者が近接していることから、これらの生産者と消費者との交流を活発に行

い、農業生産に対する都市住民の労働力の提供や消費者の生産技術等に対する理解を深めるなど相互理解を促進し、地産地消を推進するため産地直売所などによる販売を支援し消費者と一体となった農業生産を展開する。さらに、外食産業への素材供給などを意識的に進め、ひと・環境にやさしく安全・安心な農畜産物を安定的に供給する農業生産を展開する。

## 第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業は、経営耕地面積をみると1ha以下の農家が全体の4割以上を占めるなど、小規模農家が多い。加えて、都市化の進展に伴う農地価格の上昇等により、農家の農地に対する資産保有意識が強く、所有権移転による規模拡大は、困難な状況にある。

このような状況の中で、経営所得安定対策制度の米の直接支払交付金により主食用米の生産に助成するなど、消費者に選ばれる米づくりを推進しているほか、農地を有効利用し農業経営の発展を図るため施設園芸を導入し、効率的な作型の組合せや予冷庫の活用などが盛んに行われている。

今後は、施設園芸においては、転作等により定着した基幹作物の一層の定着化を図り、農業者が生産だけでなく加工・流通（販売）にも主体的に係わり農畜産物の高付加価値化を図る6次産業化を推進する。

本市の農政の基本的な方向を旨とし、農業が果たしている多面的な役割や機能について、市民の理解を求めながら、これらの機能や役割を発揮するために、小規模農家や土地利用型農業経営を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的な経営を展開する農家との調和を図りながら、地域の高齢者、女性の役割を活かした労働力の提供、農地の貸借等において相応の役割分担を図る、いわゆる「地域ぐるみ農業」を推進する。

2 本市の農業構造は、第三次産業を基幹とする産業構造の中で安定的な収入を得る就労の場が多く確保され、その労働力を市内はもちろんのこと近接の市町村からも吸収していることから、以前から兼業農家の割合が高く全体の約80%を占めている。近年、基幹的農業従事者の高齢化に伴い、農作業を生産組織や専業農家に委託している農家が増加している。このような状況の中で「受け手」である地域農業の担い手の確保・育成は急務である。

一方、農業就農人口の高齢化及び減少に伴って、遊休農地や耕作放棄地が、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

農地・農業用水等と地域の環境保全向上のため、多面的機能支払等を活用するほか、飼料用米や加工用米などの新規需要米などへの取組を推進し遊休地や耕作放棄地の解消と農業の所得向上を目指す。

また、中山間地域においては、中山間地域等直接支払い制度の集落協定に基づく活動を通じて

「地域ぐるみ農業」を推進する。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（平成 37 年度）の農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえながら、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 400 万円程度、配偶者又は後継者等の家族従事者 1 人を加えた農業経営として 550 万円程度）、労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,100 時間、従たる従事者 1,000～1,500 時間）の水準（従たる従事者の労働時間が 1,500 時間の場合に 150 万円となるもの。）とする。個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）への育成を目指すこととする。

また、新たに農業を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する時間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農 5 年後の農業経営の年間所得「就業間もない他産業従事者」並み（250 万円程度、年間労働時間は 2,100 時間を実現できるもの。）とし、また、これらの農業経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものである。このような農業構造への転換を着実に進めていくために、次代を担う新規就農者の確保・育成を図るものとする。

- 4 本市は、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実現に向けた農業者、生産組織又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長しながら、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指し、それを実現できるような支援措置を総合的に実施するとともに、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。

まず、本市は、近隣市町村とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、盛岡地方農業農村振興協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の盛岡地方農業農村振興協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする認定農業者に対しては、現在実施している市の農業委員等による掘り起こし活動を強

化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開することはもちろんのこと、農地中間管理機構の積極的かつ活発な活動、連携のもとに、集約化、連担化した条件で認定農業者に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、機械利用組合や農業機械銀行をはじめ地域における農作業受託者と連絡を密にして、現在の受託者と委託者の信頼関係を尊重しながら農地貸借の促進と農作業の受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や地域の立地条件及び自然条件に見合った新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を果たしていると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として、重要な役割を担っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

さらに、家族経営協定の締結及び農業経営改善計画の共同申請による、農業生産の重要な担い手である女性農業者の経営参画の推進、集落営農の組織化・法人化にあたっての話合いの場への参加を呼びかけるなど、積極的な地域農業への参画を推進する。また、農業後継者への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。

効率的かつ安定的な農業経営体と生きがい・たのしみ農業型の高齢者や女性、そしてふれあい農業型等の土地持ち非農家や消費者との間で、補助労働力の提供による役割分担を明確化しながら、地域資源の維持管理、農業構造改善センター等の活用による農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、やりがい農業を目指す者のみならず、第2種兼業農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理

解と協力を求めていくこととする。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の青年等就農計画の認定制度については、望ましい経営体育成施策の中心として位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用は、これら認定農業者及び認定新規就農者への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。また、地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して支援する。

国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（平成27年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化などに取り組むこととされた。

地域の面的な広がりを対象とした利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）、農地利用集積円滑化事業等の実施に当たっては、当該地区において経営を展開している認定農業者、生産組織に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営に資するよう、事業計画の策定等において、経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本市は、市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等で構成された盛岡市農業振興連絡協議会の農業支援センター活動を一層活発化し、各構成団体の担当職員で編成されたチームが一体となって農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営指導、経営診断の実施、先進技術等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導や研修等を行う。

特に、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実現に向けた取組については、集落の自主性を活かしつつ、各集落の特徴を踏まえた重点的支援を行い、集落営農組織の育成を図る。

さらに、近年の消費者の食の安全・安心に対するニーズが高まっていることを踏まえ、耕畜連携により有機物資源を有効活用することにより、化学肥料の使用量を減らした栽培方法を推進する。

また、畜産においては、経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、日本短角牛の消費拡大への取組を行うほか、生産技術だけではなく、経営管理においても濃密な指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

#### 1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+小麦	〈作付面積等〉 水 稲 =14.0ha 小 麦 = 8.0ha  〈経営面積〉22.0ha (うち借地 10.0ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入
水稲(作業受託含)+小麦	〈作付面積等〉 水 稲 = 3.0ha 作業受託=14.0ha (水稲基幹3作業) 小 麦 = 8.0ha  〈経営面積〉11.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入

<p>水稲＋飼料用米</p>	<p>〈作付面積等〉  水 稲 =15.0ha  飼料用米= 9.0ha  (直播栽培)    〈経営面積〉 24.0ha  (うち借地 9.6ha)</p>	<p>〈資本装備〉  トラクター(50ps) 1台  田植機 (6条) 1台  直播オプション一式 1台  乗用管理機 1台  コンバイン(5条) 1台  乾燥機 (3.5t) 3台  他    〈その他〉  ・ 飼料用米は直播栽培を導入</p>
<p>水稲＋WCS稲</p>	<p>〈作付面積等〉  水 稲 =15.0ha  WCS = 9.0ha  (直播栽培)    〈経営面積〉 24.0ha  (うち借地 9.6ha)</p>	<p>〈資本装備〉  トラクター(50ps) 1台  田植機 (6条) 1台  直播オプション一式 1台  乗用管理機 1台  コンバイン(5条) 1台  乾燥機 (3.5t) 3台  他    〈その他〉  ・ WCSは直播栽培を導入, 収穫期以降は作業委託</p>
<p>野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉  トマト = 0.6ha    〈経営面積〉 0.6ha</p>	<p>〈資本装備〉  簡易ビニールハウス 6,000㎡  トラクター(20ps) 1台  他    〈その他〉  ・ 養液土耕栽培  ・ 収穫期に雇用を導入</p>



野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>きゅうり = 0.9ha</p> <p>〈経営面積〉 0.9ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>簡易ビニールハウス 3,000㎡</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 露地普通, 半促進+抑制の組合せ</li> <li>・ 収穫期を中心に雇用を導入</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ほうれんそう = 0.7ha</p> <p>〈経営面積〉 0.7ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>簡易ビニールハウス 6,000㎡</p> <p>調製機 1台</p> <p>包装機 1台</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>予冷庫 (1坪) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨よけ栽培4回転</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>キャベツ = 12.0ha</p> <p>だいこん = 6.0ha</p> <p>〈経営面積〉 18.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(40ps, 35ps) 2台</p> <p>野菜移植機 1台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働力利用の平準化が図られるよう作期を分散</li> <li>・ キャベツ, だいこんの一部は年2作</li> </ul>
<削除>		
<削除>		
<削除>		
<削除>		

<削除>		
花き専作	〈作付面積等〉 りんどう = 1.0ha  〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機 1台 他  〈その他〉 ・ 半促成, 早生, 晩生, 極晩生品種の組合せ
果樹	〈作付面積等〉 りんご = 2.0ha  〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 他  〈その他〉 ・ 早生, 中生, 晩生の組合せ ・ 共同選別の実施
工芸作物専作	〈作付面積等〉 葉たばこ = 2.1ha  〈経営面積〉 2.1ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 他  〈その他〉 ・ トラクター作業が可能なほ 場条件の整備
酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 = 50頭 飼料作物 = 3.1ha 牧草 = 18.7ha  〈経営面積〉 21.8ha	〈資本装備〉 畜舎 800㎡ トラクター(50ps, 85ps) 2台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所 有, 共同作業

肉用牛（一貫）	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) = 32 頭 黒毛和種(肥育) = 73 頭 牧 草 = 2.8ha 水 稻 = 5.2ha  〈経営面積〉 8.0ha	〈資本装備〉 畜舎 700㎡ トラクター(50ps) 1 台 田植機 (4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化
肉用牛（繁殖） ＋水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種= 48 頭 飼料作物= 4.3ha 牧 草 = 6.1ha 水 稻 = 4.0ha  〈経営面積〉 14.4ha	〈資本装備〉 畜舎 540㎡ トラクター(50ps) 1 台 田植機 (4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化
肉用牛（肥育） ＋水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種= 120 頭 牧 草 = 6.0ha 水 稻 = 5.2ha  〈経営面積〉 11.2ha	〈資本装備〉 畜舎 600㎡ トラクター(50ps) 1 台 田植機 (4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化

(注) 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が550万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は400万円程度）を示している。

また、労働時間は、主たる従事者2,100時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系として示している。

[リーディング経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稻 =25.0ha</p> <p>小 麦 =10.0ha</p> <p>〈経営面積〉 35.0ha</p> <p>(うち借地 14.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2台</p> <p>田植機 (6条) 2台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイン(4条) 2台</p> <p>普通型コンバイン 1台</p> <p>乾燥機(3.2t) 3台</p> <p>静置式乾燥機(1.8t) 2台</p>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>トマト = 1.2ha</p> <p>〈経営面積〉 1.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>簡易ビニールハウス 12,000㎡</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養液土耕栽培</li> <li>・ 収穫期を中心に雇用を導入</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>トマト = 0.5ha</p> <p>〈経営面積〉 0.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>高規格ハウス 5,000㎡</p> <p>複合環境制御装置</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周年出荷</li> <li>・ 長期的な雇用</li> </ul>

酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 = 90頭 飼料作物 = 5.0ha 牧草 = 30.0ha  〈経営面積〉 35.0ha	〈資本装備〉 畜舎 960㎡ トラクター(50ps, 85ps) 2台 他  〈その他〉 ・ フリーストール, ミルキングパーラ方式の導入
酪農専作(飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 = 80頭  〈経営面積〉 35.0ha	〈資本装備〉 畜舎 960㎡ 他  〈その他〉 ・ フリーストール, ミルキングパーラ方式の導入

(注) 個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体(年間所得おおむね1,000万円以上)に育成するものとして示している。

[集落型の農業法人]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+小麦  主たる従事者2人  (参考)構成員の賃金・地代収入合計額 417万円	〈作付面積等〉 水稻 = 26.0ha 小麦 = 14.0ha  〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台 他  〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入

<p>水稻+大豆</p> <p>主たる従事者 2 人</p> <p>(参考) 構成員の賃金・地代収入合計額 417万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稻 =26.0ha</p> <p>大 豆 =14.0ha</p> <p>〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2台</p> <p>田植機 (6条) 2台</p> <p>大豆播種機(点播4条) 1台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイン(4条) 2台</p> <p>普通型コンバイン 1台</p> <p>乾燥機(3.2t) 3台</p> <p>静置式乾燥機(1.8t) 2台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の集約化</li> <li>・ 必要に応じ, 園芸品目, 農産加工, 直売等関連事業の導入</li> </ul>
<p>水稻+小麦+大豆+そば</p> <p>主たる従事者 4 人</p> <p>(参考) 構成員の賃金・地代収入合計額 1,008万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稻 =60.0ha</p> <p>小 麦 =15.0ha</p> <p>大 豆 =15.0ha</p> <p>そ ば = 7.0ha</p> <p>〈経営面積〉 97.0ha (うち借地 90.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 4台</p> <p>田植機(6条, 直播オプション一式) 2台</p> <p>大豆播種機(点播4条) 1台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイン(4条) 2台</p> <p>普通型コンバイン 1台</p> <p>乾燥機(3.2t) 3台</p> <p>静置式乾燥機(1.8t) 2台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻は移植, 直播各30.0haで収穫期をずらすことで収穫以降の機械を共有</li> <li>・ そばは, 小麦, 大豆の裏作</li> <li>・ ほ場の集約化</li> <li>・ 必要に応じ, 園芸品目, 農産加工, 直売等関連事業の導入</li> </ul>

水稲+りんどう 主たる従事者2 人 (参考)構成員の 賃金・地代収入 合計額 1,083万 円	〈作付面積等〉 水 稲 =26.0ha りんどう = 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台 動力噴霧機 1台 他
	〈経営面積〉28.0ha (うち借地 28.0ha)	〈その他〉 ・ ほ場の集約化

(注) 主たる従事者2～4人が中心となり、30～100haの営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人の営農類型としている。

主たる従事者が他産業並みの労働時間(年間2,100時間)で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得400万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとして示している。

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

営農類型	経営規模	生産方式
野菜専作	〈作付面積等〉 きゅうり=0.15ha 〈経営面積〉0.15ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・ 農地は賃借 ・ 半促成+抑制栽培 ・ ハウスは中古、トラクター作業は委託

野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>きゅうり = 0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>管理機(ロータリー付) 1台</p> <p>マルチャー(管理機用) 1台</p> <p>マルチスプレイヤー(クローラ自走式) 1台</p> <p>軽トラック(4WD) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は賃借</li> <li>・ 露地栽培</li> <li>・ トラクター作業は委託</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>トマト = 0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>管理機(ロータリー付) 1台</p> <p>マルチャー(管理機用) 1台</p> <p>動力噴霧機(自走式) 1台</p> <p>軽トラック(4WD) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は賃借</li> <li>・ ハウスは中古, トラクター作業は委託</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ミニトマト=0.15ha</p> <p>〈経営面積〉 0.15ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>動力噴霧機(可搬式6ps) 1台</p> <p>ミニトマト選果機 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は賃借</li> <li>・ ハウスは中古, トラクター作業は委託</li> </ul>
野菜専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>ピーマン=0.25ha</p> <p>〈経営面積〉 0.25ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>管理機(ロータリー付) 1台</p> <p>マルチャー(管理機用) 1台</p> <p>動力噴霧機(自走式) 1台</p> <p>軽トラック(4WD) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は賃借</li> <li>・ ハウスは中古, トラクター作業は委託</li> </ul>



野菜専作	〈作付面積等〉 ほうれんそう = 0.4ha  〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 真空播種機(バッテリー式) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 ほうれんそう調製機(中古) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付, 中古) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・ 農地は賃借 ・ ハウスは中古, トラクター作業は委託
菌茸専作	〈作付面積等〉 生しいたけ = 24千玉	〈資本装備〉 ウレタン吹き付けハウス 554㎡ 他  〈その他〉 ・ 菌床栽培
花き専作	〈作付面積等〉 りんどう = 0.4ha  〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 刈払機(肩掛式) 1台 動力噴霧器(背負式) 1台 動力噴霧器(自走式) 1台 フラワーバインダー(切断→下葉取り→結束) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・ 農地は賃借

(注) 新たに農業経営を営もうとする青年等にとっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が就業後間もない他産業従事者並み(年間所得250万円程度)を確保できる経営として示している。

労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定している。

## 2 経営管理の方法，農業従事者の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事者の態様等
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営改善計画の達成に向け，単年度ごとの取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践</li> <li>* 経営改善指標による自己チェック</li> <li>* 複式簿記記帳による経営と家計の分離</li> <li>* 研修等による経営管理能力の向上</li> <li>* パソコン等の導入による経営管理</li> <li>* 経営体質の強化のための自己資本の充実</li> <li>* 経営内の役割の明確化</li> <li>* 生産工程管理 (GAP: Good Agricultural Practice) の実施</li> <li>* 必要に応じ，法人形態への移行</li> <li>* 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</li> <li>* 休日制の導入，ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保</li> <li>* 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保</li> <li>* 農作業環境の改善，休憩時間の確保等による労働の快適化，安全性の確保</li> <li>* 法人経営においては，従事者全員及び雇用者の社会保険の加入，厚生施設等の充実</li> </ul>

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第3に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

- 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるように努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は平成37年度とする。

3 社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて目標の見直し等を行うこととする。

### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、盛岡地方農業農村振興協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の

中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

北上川流域南部の平野部は平坦な地形を活かして水田が広がり、農業生産基盤整備が進み、大型機械利用を中心とする合理的な作業体系に十分対応できる条件を備えている。西部の丘陵地及び東部の緩傾斜地はりんごを中心とした果樹地帯が広がっており、農道を中心に整備が行われており集団性を有している。北上川流域北部は、水田、畑のほか、平野部から山間部で飼料作物の栽培が多く、園芸作目や畜産も盛んであり複合経営を行う認定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、本市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業、農地利用集積円滑化事業等の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

### 3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等

地域農業のあるべき姿や中心経営体等を明確化した地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の実現に向け、新規就農者を認定新規就農者に、中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県や県段階の協議会等と連携しながら、認定農業者の経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

また、市や農業協同組合等で構成する「地方農業担い手育成推進協議会」が、新規就農者・育成アクションプランを策定し、その実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岩手県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、本市は以下のことについて重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、盛岡市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

イ 県営ほ場整備事業の進展により、兼業化が進む中で農作業受託を促進し、適正な農作業料金を設定し、受託者の経営の発展に努める。

ウ 農作業料金の適正化を図るため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、受託農家、受託組織等の代表及び委託農家の代表等の関係機関及び関係者と協議して適切に標準農作業料金を定める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適

格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

(ウ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であるなど特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第6条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は、残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可

基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 盛岡市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集約化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱別記様式8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集約化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱別記様式8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱別記様式8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業



協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①，②に定める場合のほか，利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり，利用権設定等の調整が調ったときは，本市は，農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は，農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては，利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について，その者の農業経営の状況，利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して，農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

なお，⑥のウに掲げる事項については，(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については，貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在，地番，地目，及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類，内容（土地の利用目的を含む），始期（又は移転の時期），存続期間（又は残存期間），借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法），利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的，当該所有権の移転の時期，移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)④に規定する者である場合には，次に掲げる事項
  - ア その者が，貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において，その農用地を適正に利用していないと認められる場合に，貸借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に，農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号，以下，「省令」という。）第1条の4各号で定めるところにより，権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積，生産数量など，その者が貸借権又

は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを盛岡市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の

当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 盛岡市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 盛岡市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業及び特例事業の活用を図るものとする。盛岡市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は岩手県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市，農業委員会，農業協同組合は，農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため，同機構に対し，情報提供，事業の協力を行うものとする。

### 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は，農用地の面的な利用集積を促進するため，市全域又は一部を区域として行う農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図る。

(2) 本市，農業委員会，農業協同組合，土地改良区等の関係・団体は，権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため，農地利用集積円滑化団体に対し，情報提供，事業の協力を行うものとする。

### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業

より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため，栽培時術や農業経営に関する知識と技能の効果的な習得を支援する。

さらに，青年就農給付金を活用した研修期間から就農直後までの所得確保や青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り，早期経営安定や着実な支援する。

### 5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は，地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため，地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は，土地の自然的条件，農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動の領域等の観点から，農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし，ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては，農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り，集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は，(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利

用を図るための、作付地の集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集約化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善計画事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当

該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項ほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勸奨は，農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は，当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ，著しく劣っていると認められる農用地がある場合には，当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け，当該地域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導，援助

- ① 本市は，認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導，援助に努める。
- ② 本市は，(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが，農用地利用改善事業の実施に関し，農業改良普及センター，農業委員会，農業協同組合，農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社），農地利用集積円滑化団体等の指導，助言を求めてきたときは，盛岡地方農業農村振興協議会との連携を図りつつ，これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

**6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項**

(1) 農作業の受委託の促進

本市は，次に掲げる事項を重点的に推進し，農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業，農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃，機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施

設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

先進的な法人経営等での、実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の区画化や農業用排水路等の整備を進めるとともに、集出荷施設などの農業近代化施設の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 消費者と農業生産者との交流の場となりうる市民農園機能や、地産地消を推進する産直機能を備えた農村交流センターを整備し、農山村地域の活性化や農業所得の改善、女性や高齢農業者の活躍の場を創出することで活力ある農業・農村を構築する。

ウ 家畜排泄物を有機資源として有効利用し、環境への負荷を軽減するため耕畜連携を進め、資源循環型の農業生産体制を構築するとともに、食品の安全性に関する法令等を遵守し、消費者のニーズに即した安全・安心な農作物の生産を推進するよう努める。

エ 強い農業づくり交付金などの各種助成事業を活用し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

オ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金（平成22年度～平成26年度）の活用により、地域の連携を強化し、地域の特徴を生かした農業経営の育成に資するよう努める。

カ 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

キ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な



促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本市は、市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体の代表者等をもって構成する盛岡市農業振興連絡協議会及び農地利用集積円滑化団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第4、で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れることなどの条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調った

もの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた盛岡市全域を対象として行うことを基本とする。

- ② 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、本市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うことなどにより事業実施地域が偏ることがないように、本市が盛岡市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

##### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

##### ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

##### ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

##### ④ 事業実施地域に関する事項

- ##### ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による岩手県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構、盛岡市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

##### ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

#### (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域と

して農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、省令第 12 条の 10 に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。

② 本市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 認定新規就農者が認定に係る青年等就農計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

オ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項の規定による岩手県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構、盛岡市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と

併せて行うものであること。

- ③ 本市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 本市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
  - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
  - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 本市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(4) 本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 本市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 本市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、盛岡市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとし、その旨を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 本市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地中間管理機構が持つ農用地等の利用条件の改善等の機能を活用するなど、農地中間管理事業及び特例事業と相互に補完することにより、農用地の所有者及び貸付等の相手方双方の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の面的集積が促進されるよう連携する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成18年7月13日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成21年3月25日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成25年3月28日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成28年7月27日から施行する。

## 別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条の第2項第2号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。